

平成 21 年 9 月 16 日  
社団法人 投資信託協会

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の一部改正について

I. 目的

来年度に予定されている大阪証券取引所とジャスダック証券取引所の統合に先立ち、平成 21 年 9 月 24 日を目途にジャスダック証券取引所が現行の JASDAQ システムから、大阪証券取引所のシステムに統合することに伴い、規定内容の改正、その他所要の整備を行うため、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正を行う。

また、東京証券取引所等の売買制度の見直しに伴い、「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正を合わせて行う。

II. 主な改正点

(1) 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」

ジャスダック証券取引所に上場されている株式等に係る規定を削除し、他の取引所の規則と同様の取扱いとするものとする。

(規則第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条の 2、第 16 条、第 17 条、第 24 条)

(2) 「正会員の業務運営等に関する規則」

株式投資信託の買付及び解約の申込みの受付時限等に関し、半休日における規定を削除する。 (第 8 条)

III. 実施日

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の改正は、平成 21 年 9 月 24 日から実施するものとし、「正会員の業務運営等に関する規則」の改正は、平成 21 年 12 月 30 日から実施する。